

古新田（こしんでん）は、どうして古新田村（こしんでん）むらと村（むら）がついていなかったかだつて。ウン、そのことだがね、私（わたし）のわけし時分（じぶん）に、年寄（としより）連（れん）が村（むら）寄（よ）り合（あ）いで話（はな）していたっけな。古新田（こしんでん）が村名（そんめい）で、ほかのような〇〇村（むら）と村（むら）をつけてね一だけだとよ。な一んでも、伊奈（いな）代官（だいかん）が検地（けんち）をした当時（とうじ）、大瀬村（おおぜむら）は本田方（ほんでんかた）と新田方（しんでんかた）に分（わ）かれておったとか。本田方（ほんでんかた）には本田方（ほんでんかた）の名主（なぬし）がおり、新田方（しんでんかた）には新田方（しんでんかた）の名主（なぬし）がおつて、村（むら）をまとめていたそうな。

新田方（しんでんかた）は、お代官様（だいかんさま）のおふれや新田方（しんでんかた）からの書（か）き上（あ）げが、本田方（ほんでんかた）の名主（なぬし）の名（な）で報告（ほうこく）されるのがふまんであつた。新田方（しんでんかた）は、できたら村（むら）切（き）りしたいと思（おも）い、本田方（ほんでんかた）名主（なぬし）にお願い（ねが）いしても、いつもにぎりつぶされてしまったそうな。

寛永（かんえい）4年（ねん）（1627）に検地（けんち）をしなおしたおり、村人（むらびと）は一村（いっそん）に二人（ふたり）の名主（なぬし）では村（むら）の運営（うんえい）に支障（ししょう）をきたすので、村（むら）切（き）りをしてくれるようにお代官様（だいかんさま）へたのんだそうな。そして村（むら）切（き）りを許（ゆる）されたんだと。村名（そんめい）をつける時（とき）、新田（しんでん）といつても本田（ほんでん）（大瀬村（おおぜむら））と同（おな）じように古（ふる）い土地（とち）であることを忘（わす）れないために古新田（こしんでん）としたとか。

古新田の村切り伝承は、昭和四十二年の大瀬・古新田の年長者の採録メモをもとに創作した。近世初頭の大瀬村は複数の名主が任命されていたらしく、本田名主、新田名主の呼称が聞き取れた・市域では上馬場村や八條村等も複数の名主により管理された村落であつた。村切りは、慶長期（1596-15）の検地の折に実施されたが、大瀬村の場合は寛永四年（1627）になり村切りをされた。その後市域内の村切りは宝暦年間（1751-64）の西袋村平次右衛門組、大曾根村平次右衛門組、権兵衛組だけであるため村切り伝承が少ない。三郷市域では、正保期（1644-48）には十八か村であつた村が四六か村に分村され、村切り伝承が数多く伝えられる。

家光公（いえみつこう）は、鷹（たか）狩（が）りがおすきで、たびたび古利根川（ふるとねがわ）で鷹（たか）狩（が）りをしなされた。そのおり大経寺（だいきょうじ）さんにお立（た）ちよりになり、本尊（ほんぞん）阿弥陀（あみださま）を参（さんぱい）しなされた。阿弥陀（あみださま）のごりっぱなお姿（すがた）をみて、大経寺（だいきょうじ）の第四世（だいよんせい）重岩上人（じゅんがんしょうにん）にお聞（き）きなされた。

将軍（しょうぐん） 「そち寺（じ）の寺（てら）は、いつ開（ひら）かれたのか。」
 和尚（おしょう） 「天正（てんしょう）15年（ねん）に暁翁上人（ぎょうおうしょうにん）がお開（ひら）きになりました。」
 将軍（しょうぐん） 「ご本尊（ほんぞん）は、どうなされたかな。」
 和尚（おしょう） 「京（きょう）より開山上人（かいさんしょうにん）がお持（も）ちになられたと、聞（き）きおよんでいます。」
 将軍（しょうぐん） 「わしは、伝通院（でんずういん）から念仏堂（ねんぶつどう）の建立（こんりゅう）の寄進（きしん）をたのまれておってな。阿弥陀（あみださま）をご安置（あんち）したいものだ。」
 和尚（おしょう） 「……………」

しばらくして、寺社奉行（じしゃぶぎょう）みずからが大経寺（だいきょうじ）をおとずれ、阿弥陀（あみださま）を小石川伝通院（こいしかわでんずういん）におうつしするよう上意（じょうい）を伝（つた）えた。寺（てら）では、さきの将軍（しょうぐん）さまのことで、すでにかくごはできていたので、すぐに上進（じょうしん）したそう。

寺領（じりょう）七石（ななこく）は、阿弥陀（あみださま）のかわりに寄進（きしん）されたのだとか。そんな話（はなし）をきいていますよ。

八条大経寺（浄土宗）本尊にかかわる伝承は、古老の昔語りの外に、文献にも記される。近世地誌『新編武蔵風土記稿』には「開山話ニ江戸小石川伝通院境内念仏堂ノ本尊ハモト当寺ノ本尊ナリシカ故アリテ公ノ命ヲウケ彼所ニ移セリト云」と、明治十二年（1879）の八条村の「社寺明細帳」には「第四世近誉重岩住持中、大猷院被為成当時ニ被為寄輿、本尊阿弥陀如来ノ像懇望アリ、即上進ス、其後上意ニヨリ東京小石川伝通院ニ安置相成旨于今申伝ヘリ」などと記されている。この記録の内容は、和耕の年長者の方が、誰しもが語る説話である。

「上手（うわて）の土手（どて）が切（き）れそうだ。」

「鋤（すき）や鍬（くわ）、もっこをもって氷川様（ひかわさま）さへ最寄（もよ）れとの名主様（なぬしさま）からの言（い）いつぎだ。」

名主様（なぬしさま）からのお呼（よ）びということで、二町目（にちょうめ）の村人（むらびと）らがかけてつくと、古利根川（ふるとねがわ）が増水（ぞうすい）し、今（いま）にも土手（どて）が切（き）れる寸前（すんぜん）であった。名主様（なぬしさま）の差配（さはい）で、しょしょに水防（すいぼう）にあたった村人（むらびと）らは、

「どうせ上手（うわて）の土手（どて）は切（き）れ所（しょ）だ。」

「土俵（どひょう）さ一積（つ）んでも無駄（むだ）じゃねーか。」

という気（き）が先立（さきだ）ち、水防（すいぼう）に身（み）が入（はい）らなかつた。案（あん）の定（じょう）、土手（どて）が切（き）れて二町目村（にちょうめむら）は水（みず）びたしとなった。

今（いま）までに、どんな立派（りっぱ）な土手（どて）を作（つく）っても、二町目（にちょうめ）氷川様（ひかわさま）の所（ところ）だけは切（き）れてしまう。二町目（にちょうめ）の村人（むらびと）たちは一生懸命（いっしょうけんめい）に立派（りっぱ）な土手（どて）をつくり、氷川様（ひかわさま）へ堤（つつみ）が切（き）れないように神頼（かみだの）みをしてきた。しかし、たびたび土手（どて）が切（き）れてしまうので、土手（どて）の修復（しゅうふく）に身（み）が入（はい）らなかつた。

築堤（ちくてい）に身（み）が入（はい）らない様子（ようす）を見（み）た普門院（ふもんいん）の浄西様（じょうさいさま）は二度（にど）と上手（うわて）の土手（どて）が切（きれ）ないように願（がん）をかけて行（ぎょう）に入（はい）った。そのことを知（し）った村人（むらびと）らは朝（あさ）な夕（ゆう）なに普門院（ふもんいん）へ参詣（さんけい）し、賽銭（さいせん）を供（そな）えた。その浄財（じょうざい）で浄西様（じょうさいさま）は、高（たか）さ六尺程（ろくしゃくほど）の石仏（せきぶつ）を作（つく）った。

そして村人（むらびと）に、

「この石仏（せきぶつ）に、二度（にど）と土手（どて）が切（き）れないように開眼（かいげん）した。」

「石仏（せきぶつ）を切（き）れ所（しょ）の土手上（どてうえ）に立（たて）るから、土手（どて）を直（なお）して欲（ほ）しい。」

とお話（はなし）をしなされた。

村人（むらびと）たちは、石仏（せきぶつ）が流（なが）されないように、一生懸命（いっしょうけんめい）土手（どて）を直（なお）したんだと。それから二度（にど）と土手（どて）が切（き）れなくなり、村人（むらびと）たちは石仏（せきぶつ）を「土手（どて）まもり様（さま）」と呼（よ）ぶようになったとき。

「土手まもり様」の石仏は、二丁目氷川神社東側の中川土手上に建碑されたい
た明暦元年（1655）の土手供養碑の伝承である。この土手供養碑は、板碑形の弥
陀三尊種子を主尊に「神力演大光普照無際土消除三垢冥広濟衆厄難」を願文とす
る。願主は、普門院の住職浄西で、外に十七名ほどの結衆名が刻まれる。この十七
家が二丁目の草創伝承となっており、上二丁目のムラ組の家数であった。江戸時
代の二丁目は、「二町目村」と呼ばれ、上・下・新田（若柳）のムラ組に分かれた。
そしてウワテ（上手）とは上の意である。

中川に土手が築堤されるのは慶長年間（1596－15）ごろといわれる。中川沿い
の堤は、本堤と堤外提（孫提）の二重に築堤された。本堤は現在の土手で、堤外提
は本川沿いに河川敷の畑を水害から防ぐ土手であった。氷川神社付近の自然堤防
が未発達のため土手が高く築かれ、築堤の当初は再々土手が決壊した。その土手
補強が本説話である。

「村（むら）の衆（しゅう）、今年（ことし）こそは悪水（あくすい）落（おと）し堀（ぼり）をほって、水（みず）ぐされをふせごうではねーか。」

「・・・・・・・・」

「まい年（とし）、かんばつとたん水（すい）になやまされ、そのうえ高（たか）い年貢（ねんぐ）では、このままではお天道（てんとう）さまのもとで、暮（く）らしちゃいけめ一。ドブツタでも悪水（あくすい）の堀（ぼり）をほれば、美田（びでん）になるでねーか。」

和之村耕地（わのむらこうち）は、八条用水（はちじょうようすい）にめんしていた。だが、テビぐらいの堀（ぼり）だけのため、雨（あめ）がふらないとかんばつ、長雨（ながあめ）だとたん水（すい）し、村人（むらびと）をくるしめた。そこで又右衛門（またえもん）は、村（むら）の衆（しゅう）に堀（ぼり）のひつようを口（くち）すっぱく説明（せつめい）したが、だまっているだけであった。

村人（むらびと）のさんせいをえられなかった又右衛門（またえもん）は、自費（じひ）で堀（ぼり）をほることにした。八条用水（はちじょうようすい）から中川（なかがわ）までの水田（すいでん）を買（か）いもとめ、そして人夫（にんぷ）をやとって堀（ぼり）をほった。矢野又右衛門（やのまたえもん）の家（いえ）は、八条村（はちじょうむら）の村役（むらやく）の家柄（いえがら）であったが、落（おと）し堀（ぼり）をほるためにむりな出費（しゅつび）をした。堀（ぼり）がかんせいし、来年（らいねん）こそは豊作（ほうさく）と喜（よろこ）んだ又右衛門（またえもん）ではあったが、堀（ぼり）づくりの心労（しんろう）で病（やまい）に倒（たお）れ、なくなった。大黒柱（だいこくばしら）の働（はたら）き手（て）を失（うしな）った矢野家（やのけ）は、堀（ぼり）の借財（しゃくざい）をせいりして絶家（ぜっけ）した。

その後（ご）、和之村（わのむら）の人（ひと）たちは、二度（にど）と水（みず）で苦（く）しむことがなくなり、実（みのり）の秋（あき）をむかえると、又右衛門（またえもん）のことを思（おも）い出（だ）すそうな。そして堀（ぼり）を又右エ門堀（またえもんぼり）と呼（よ）んでいるそうな。

市域のような低湿地帯の開発は、沼の水を排水することにより開田したためか、歴史伝承の中で悪水堀にまつわるものが特に多い。八條地区内の八潮団地東脇にある八條用水の分水を又右衛門堀と言う。この堀は、矢野又右衛門が開削したものと伝える。八條地区には現在矢野姓はないが、八條の村役層の家格の家が享保期（1716－36）ごろに潰家したと伝える。矢野姓は三郷市域の幸房・笹塚・駒形・彦倉等に分布する。彦倉の矢野姓は、平賀本土寺の天正本『大過去帳』に「矢野兵庫助・河辺彦倉五月十五日」とみえる旧家である。三郷の矢野家は八條からのわかれと伝え、曾ては八條の清勝院と結檀していた。清勝院観音堂は、矢野家の持庵といわれ、観音堂西脇の石井家では矢野氏の墓を供養している。矢野氏の墓所は、昭和四十三年（1968）に発見されたが、又右衛門堀の伝承とくらべ、矢野家の伝承はほとんど失っている。

採話は、昭和四十三年（1968）六月ごろの長雨のころであったろうか、当時の古老から矢野又右衛門堀の伝承を聞いた。伝承の内容は、自費を投じて堀を開削し農民を救ってくれたが、当時の農民は手を貸さなかったため開削の心労から又右衛門はなくなり、潰家したという。

八条村（はちじょうむら）と柿木村（かきのきむら）は、昔（むかし）から仲（なか）が悪（わる）く、八条村（はちじょうむら）から嫁婿（よめむこ）をだしてはいけないし、犬（いぬ）ねこのもらいもしてはいけないといわれてきた。これは、八条（はちじょう）と柿木（かきのき）の境（さかい）にあった大境道（おおざかいみち）が原因（げんいん）していた。

八条領（はちじょうりょう）の各村（かくむら）は、徳川幕府（とくがわばくふ）の天領（てんりょう）で、用水（ようすい）の利用（りよう）など仲（なか）よくことにあたってきた。ところが、集中（しゅうちゅう）豪雨（ごうう）のおりは、八条領（はちじょうりょう）の上郷（かみごう）の悪水（あくすい）が下郷（しもごう）に流（なが）れこみ、下郷（しもごう）は水災（すいさい）に悩（なや）まされてきたが、同（おな）じ領内（りょうない）から水論（すいろん）にはいたらなかった。

いつしか柿木村（かきのきむら）外六（ほかるっ）か村（そん）が忍藩領（おしはんりょう）になると、八条村（はちじょうむら）とはご支配（しはい）ちがいとなり、下郷（しもごう）の不満（ふまん）が高（たか）まった。下郷（しもごう）の村人（むらびと）は、支配境（しはいざかい）をはっきりするためを理由（りゆう）に、古利根川（ふるとねがわ）から八条用水（はちじょうようすい）にかけて大境道（おおざかいみち）をつくった。

八条（はちじょう）の村人（むらびと）はこの大境道（おおざかいみち）を、水害（すいがい）のあるたびに、忍藩領（おしはんりょう）の悪水（あくすい）が流（なが）れこまないようにかさ上（あ）げた。

いつしか大境道（おおざかいみち）は年々（ねんねん）高（たか）くなり、りっぱな土手（どて）となった。それとは反対（はんたい）に、水（みず）はけの良（よ）かった柿木村（かきのきむら）は、水（みず）がたん水（すい）するようになった。そこで柿木村（かきのきむら）の村人（むらびと）は、水害（すいがい）がでそうになると、野良仕事（のらしごと）に行（い）くふりをして、大境道（おおざかいみち）を切（き）った。八条村（はちじょうむら）では、大境道（おおざかいみち）が切（き）られて水害（すいがい）がでるので、牡蠣殻（かきがら）を搗（ま）いて丈夫（じょうぶ）にし、水番（すいばん）小屋（こや）をたてて、土手（どて）を切（き）るのを見張（みは）りした。

柿木村（かきのきむら）の村人（むらびと）は、ちょっとやそこらで土手（どて）が切（き）れなくなり、大境道（おおざかいみち）を牡蠣殻（かきがら）土手（どて）と呼（よ）んで目（め）のかたきとした。柿木（かきのき）の村人（むらびと）はこの土手（どて）を利用（りよう）するたびに少（すこ）しずつ削（けず）りとり低（ひく）くした。八条（はちじょう）と柿木（かきのき）は、たびたび水争（みずあらそ）いをくりかえし、今日（こんにち）にいたった。そのため、いつしか柿木（かきのき）からは犬（いぬ）やねこをもらうなというようになった。

八條と草加市柿木町境に、大境道と呼ぶ道路がある。この道は、昭和三十九年（1964）ごろに高さが約二尺、幅一間の堤を削り道路としたものだ。大境道は、東は中川の土手と西は八條用水と一直線に結ぶ堤で、八條領北部の出水した悪水が、下流へ流れないための防御用の土手だ。八條領南部は、この堤が低くなり切れると難儀し、八條領北部の忍藩領は、雨水や出水した悪水が下流へ吐きだせず湛水し困った。江戸時代は大境道の一件で度々出入り訴訟が起こった。八條会田進午氏宅に天保十一年（1840）の『大境定杭一件書記』などの文書がある。この資料の延宝五年（1677）の訴訟出入りの断簡より大境道は、1677年ごろには築かれていたことがわかる。延宝八年（1680）には、「同領上郷西方村ト八條村添堀築留出入」がおこり、馬踏幅九尺、高四尺ときめられていた。享保八年（1723）八月の元荒川の堤防決壊により八條領の下郷が水災にあい大境道の必要性から再度訴訟がおこされた。享保九年（1724）におこした訴訟は、「大境道高サ弍尺、横壱間」と決められ、八條村と柿木村より人足を出し普請する裁許であった。八條村字入谷には「大境水番小屋」が設けられ、竹や縄、筵などを備蓄した。出水で堤が切れる危険がせまると堤塘の見廻りの番水をして大境道の決壊をふせいでいた。